

障第1141号  
平成29年12月12日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様  
各指定障害児入所施設運営法人代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 障害児通所支援事業等の指定基準等の改正に伴う対応について（通知）

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについては、各種通知の発出、集団指導等の実施等を通じて広く周知を図っておりますが、各事業所におかれましては、下記を参照のうえ、その対応の進捗を確認いただくとともに、基準の遵守及び適切な運営の確保をお願いいたします。

なお、下記4については照会事項となっておりますので、対象事業所（放課後等デイサービス事業所）におかれましては、期限までに報告をお願いいたします。

#### 記

#### 1 児童発達支援管理責任者の要件改正に伴う対応について

【対象：児童発達支援管理責任者を配置する全事業所】

- 児童発達支援管理責任者（以下「児発管」という。）の要件改正に伴い、平成30年4月1日以降、全ての事業所（指定の時期は問わない。）において、改正後の要件を満たす児発管（以下「新基準児発管」という。）の配置が必要となります。
- このため、平成30年4月1日時点で、新基準児発管の配置がなされていない事業所は、同日以後、児発管不在の状態となります（児発管不在の場合、新規利用者の受入れを控えるほか、児発管専任加算の不算定や人員欠如減算、個別支援計画未作成減算等が生じます。）
- なお、全事業所（現時点で新基準児発管を配置している事業所を含む。）を対象として、今後、新基準児発管の配置状況について調査を行う予定です。必要に応じて、新基準を満たすことを証する実務経験証明書の提出を依頼することとなりますので、ご留意ください。

#### 2 人員基準の改正に伴う対応について

【対象：放課後等デイサービス事業所】

- 放課後等デイサービス事業における人員配置基準の改正に伴い、平成30年4月1日以降、全ての放課後等デイサービス事業所（指定の時期は問わず、多機能型事業所を含む。ただし、主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）において、改正後の人員基準が適用されます。
- このため、平成30年4月1日時点において、改正後の人員基準を満たす人員の配置がな

されていない事業所は、基準違反の状態となります（当該状態の場合、一定期間の後、減算が生じます。）。

- なお、全事業所（現時点で改正後の人員基準を満たす人員配置がされている事業所を含む。）を対象として、今後、人員の配置状況について調査を行う予定です。必要に応じて、児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者として配置される人員に係る資格証又は実務経験証明書の提出を依頼することとなりますので、ご注意ください。

### 3 運営基準の改正に伴う対応について

【対象：放課後等デイサービス事業所】

- 放課後等デイサービス事業における運営基準の改正に伴い、全ての放課後等デイサービス事業者は、提供サービスの質の評価及び改善を行うため、自己評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者による評価（以下「保護者評価」という。）を受け、提供サービスの改善を図ることが義務付けられました。
- さらに、その評価及び改善の内容については、おおむね1年に1回以上、インターネット等の利用により公表すること（以下「評価・改善の公表」という。）も義務付けられました。
- このため、現時点において、自己評価及び保護者評価並びに評価・改善の公表を実施していない事業所においては、速やかに実施するようお願いいたします。なお、自己評価及び保護者評価に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添の評価表を用いるものとします。

### 4 照会事項について

3記載の自己評価、保護者評価及び評価・改善の公表状況を把握したいので、別紙の「回答様式」により、次のとおり、報告をお願いいたします。

- 1) 対象事業所：放課後等デイサービス事業所（多機能型事業所を含む。）
- 2) 回答方法：別紙「回答様式」を用い、そのデータをメールで提出してください。  
＜送信先アドレス＞ 障害福祉課アドレス [c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp)  
＜留意事項＞ メールのはじめは、「【公表状況回答】事業所名」としてください。
- 3) 回答期限：平成29年12月25日（月）
- 4) 備考：同一法人で、複数の事業所を設置している場合は、事業所ごとに回答をお願いします。なお、この場合におけるメールの件名は「【公表状況回答】A事業所、B事業所」としてください。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係		
係長	山田	担当	小林・岩島
電話	058-272-1111 内2616		
FAX	058-278-2643		

【別紙：回答様式】

事業者名	
事業所名	
回答担当者	
T E L	

自己評価、保護者評価及び評価・改善の公表状況について

1 貴事業所における自己評価、保護者評価の実施状況について記載してください。

ア) 自己評価の実施時期 (例：H29.5～6/H30.1 実施予定)

--

イ) 保護者評価の実施時期 (例：H29.5～6/H30.1 実施予定)

--

2 自己評価及び保護者評価の実施に当たり使用した評価様式について、次のいずれかを選択してください。(いずれかに○をつけるか、削除)

ア) 「放課後等デイサービスガイドライン」別添の評価表を使用

イ) 「放課後等デイサービスガイドライン」別添の評価表以外の表を使用

3 評価・改善の公表状況について記載してください。

公表の方法	
HP 等の場合はアドレスを記載	
公表の時期	